

(目的)

第1条 追手門学院大学(以下「本学」という。)に在籍する学生の生計維持者が災害により被害を受けた場合、その被害状況により、学費の全部又は一部を免除し、経済的支援を行うことを目的とする。なお、本学への入学予定者については入学手続完了時点から本学に在籍するものとみなす。ただし、本学が救済を指定する激甚災害に係る入学手続時の減免措置と取り扱いに関しては入試委員会で決定する。

(資格)

第2条 学費減免対象者は、次の各号の一に該当し、学費納付が困難になった者とする。

- 1 災害により、生計維持者が失業・休職(長期にわたる入院)又は死亡したとき。
- 2 災害により、生計維持者の住居が倒壊又は焼失したとき。
- 3 その他(1)(2)に準ずる被害を受けたとき。

(申請)

第3条 学費減免を申請する者は、前条に規定する事由発生後1年以内に、所定の用紙に必要事項を記入し、次の各号の証明書を添付の上、学生支援課を通じて学長に申請しなければならない。また、入学手続完了者が申請する場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、次の各号の証明書を添付の上、入試課を通じて学長に申請しなければならない。

- (1) 失業……離職を証明する書類
 - (2) 休職……診断書等休職を証明する書類
 - (3) 死亡……死亡診断書
 - (4) 被災……被災(罹災)証明書
 - (5) その他…その他被害を証明する書類
- 2 申請については該当する災害被害に対し一回限りとし、同一災害に起因して、前項各号に複数該当する場合においても同様とする。

(減免の内容)

第4条 当該学期の授業料・施設設備充実資金を別表に基づき減免する。

(他の奨学金及び減免との併用)

第5条 学費減免を受ける者は、本学の他の奨学金に関する規程及び授業料減免に関する規程の定めに関わらず、重複して受給及び減免することができる。

(減免の決定)

第6条 減免の決定は、学生支援委員会の議を経て決定するものとする。ただし、入学前に発生した災害被害に対する、入学予定者への減免の決定については、入試委員会の議を経て決定するものとする。

(事務の所管)

第7条 この要項に関する事務は、学生支援課の所管とする。

(要項の改廃)

第8条 この要項の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この要項は、2000年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、2001年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、2011年9月1日から施行する。

附 則

この要項は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、2024年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、2025年8月1日から施行する。

別表(第4条関係)

	授業料	施設設備充実資金
失業・休職 半壊・半焼	半額免除	半額免除
死亡 全壊・全焼	全額免除	全額免除
その他	一部損壊等については、その被災状況に応じて審議、決定する	